

オートパイロットシステムに関する検討会 実施要領（案）

（設置）

第 1 条 国土交通大臣政務官主宰の下、省内にオートパイロットシステムに関する検討会（以下、「検討会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 検討会は、高速道路上の自動運転を実現するシステム（オートパイロットシステム）について、その実現に向けた課題の整理・検討等を行うことを目的とする。

（検討会の委員）

第 3 条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
2 委員の任期は、検討会の検討が終了するまでの間とする。

（座長）

第 4 条 検討会に座長を置く。
座長は朝倉 康夫（東京工業大学大学院理工学研究科教授）とする。
2 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。
3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代表する。

（臨時委員）

第 5 条 座長は、審議の必要に応じて、検討会に臨時委員を招聘することができる。

（委員の代理出席）

第 6 条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときには、その代理者を出席させることができる。
2 前項の規定に基づき代理者が会議に出席する場合は、代理者の行為を委員の行為とみなす。

（審議事項）

第 7 条 検討会は、次に掲げる事項等について、専門的見地から意見を述べ審議する。
・オートパイロットシステムの実現に向けた課題の整理・検討に関する事項
・その他関連する事項

(会議等)

第8条 会議は、非公開とする。

2 会議資料及び議事概要については、会議後、速やかにホームページに掲載する。

ただし、民間技術情報など、会議において特に必要があると認められた資料等については、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 構成員は、第7条の事務を処理するうえで知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 検討会の事務局は、道路局道路交通管理課高度道路交通システム推進室及び自動車局技術政策課国際業務室に置く。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要領は、平成24年6月27日から施行する。

オートパイロットシステムに関する検討会
委員名簿

- 朝倉 康夫 東京工業大学大学院理工学研究科 教授
- 古川 修 芝浦工業大学システム理工学部 教授
- 大口 敬 東京大学生産技術研究所 教授
- 渡邊 浩之 特定非営利活動法人 ITS Japan 会長
- 金光 寛幸 トヨタ自動車株式会社 制御システム先行開発部
第3制御システム先行開発室長
- 福島 正夫 日産自動車株式会社 企画先行技術開発本部
環境・安全技術渉外部担当部長
- 横山 利夫 株式会社本田技術研究所 四輪 R&D センター
第12技術開発室上席研究員
- 山本 康典 マツダ株式会社 技術研究所
先進車両システム研究部門 人間機械システム研究長
- 柴田 英司 富士重工業株式会社 スバル技術本部
車両研究実験第3部次長
- 吉川 良一 中日本高速道路株式会社
取締役専務執行役員 保全・サービス事業本部長

○：座長

(順不同、敬称略)